

## 市町村合併問題特別委員会会議録

- 1 日 時 平成16年5月26日(水) 午前9時開議
- 2 場 所 津久井町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 宮下 率 機  
 委員 近藤 佳人 荒井 三和 内田 淑子  
 秋本 仁 栗原 大 菊地 原 靖  
 中島 福三 小野 沢 耕一 渡辺 晴美  
 堀野 勲  
 副議長 大用 順 司
- 4 欠席者 副委員長 向山 武  
 委員 大用 勝 義 小室 秀夫 佐藤 健一  
 小野 沢 亨  
 議長 小嶋 省 二
- 5 理事者 助役 合併対策室長 企画政策室長  
 合併対策室合併対策班主幹  
 合併対策室合併対策班田倉主査  
 合併対策室合併対策班菊地原主査
- 6 書記 事務局長 局長代理 局長補佐
- 7 会議事件 (1)付託案件の審査について  
 (2)その他

従って少なくとも、3番の調整方針の区分の中に、相模原市の制度を基本に統合するとかね、基準に統合するとか、もう少し幅を持った中で、それぞれの良さを生かしてもらいたいと思うんです。

先程、菊地原委員から、給食の関係もありました、確か相模原、中学やってません。じゃあ、相模原に統合するということは、中学を廃止するという意味ですから、じゃあ本当に廃止がいいのかどうか、深く、幅広く議論をして、それが良ければそれでいいでしょうけども、ただ事務的に、定規を当てるように相模原市の制度に統合というのは、あまりにもちょっと、いかがかと。もう少し幅広い中で、新しい市を作っていくんだという発想の中で、できるだけの目配り、気配りというのが必要じゃないかと思えます。そういう考え方をこの中へ生かしていただきたいと思えます。

委員長  
菊地原

はい、菊地原委員。

まあ、これはちょっと事務局に質問なんですけど、まあ今、荒井委員からの話しもありましたけれども、意見もありましたけれども、まあこれが編入合併の実態だと思うんですね。

すべからく相模原市に統一すると、すべて相模原市の制度に右へ倣えにしていくと、まあ、いろんな基本原則として、一体性の確保だとか、住民福祉の向上だとか、いろいろいくつか言ってますけども、まあ、相模原市の制度を基準に統一すると、例えばそうすると、あの、よくまあ、総務省、まあ神奈川県がパンフレット、きれいなパンフレットを作って私・・も読みました。その中にですね、まあ合併すると一般的にはサービスは高い方に、負担は低い方に統一されると、ということが書かれていますけども、それはうそだったということですかね。どうなんですか。

委員長  
助役

はい、助役。

あの、先程来、まあ再三、申し上げてますけど、津久井のような、まさに今、給食センターのね、そういう給食関係のお話がありますけど、そういうようなことは、あくまで尊重していくね、方向であろうと、こういうふうに思いますし、あの、その高い方へ、それから低い方へと今度は菊地原委員さんのお話し、そういうものをこの区分によってですね、整理していこうと、こういうことで作業していくわけですから、そうした面で、いろいろあの、今、皆さんのご心配しているようなことがですね、きちっと整理されていくだろうと、いうふうに思いますけど。

委員長  
菊地原

はい、菊地原委員。

あの、まあこういったところの、まあ、町民も非常に関心があるところだと思うんですね。こういった点ではですね、その辺の情報を包み隠さずですね、様々な問題あります。例えば固定資産税の問題も出てきますね、相模原市、線引き区域が、津久井も線引き区域になってしまうわけですから。そういった問題もあるわけですから、その辺をですね、きちっと町民に周知するって言う

んですか、情報をまあ、知らせ、公開していくということが必要だと思いますね。その辺を要求しておきたいと思います。

委員長  
助役

助役。

あの、情報提供は、あの、間もなくそういう方向で協議がされていきますと、逐一それをですね、協議会だより、そしてまた広報、それから町民懇談会、そうしたところできちっと整理して皆さんにお伝えすると。

委員長  
中島

はい、中島委員。

負担の公平という3番の基本原則、ありますけども、まあ、津久井3町等の貧しい地域についてですね、税の特例っていうか、そういうことですね、まあ、公平という以前に、まあ、減税措置じゃないですけども、そういう較差をつけるようなですね、まあ、水源地を守って、今まで来たわけですけども、これからも守っていく、そういうところに住んでいる人達に対するですね、そういう配慮ができないのかどうなのか、1つ伺いますが。

あとそれからあの、線引きの、今、話がちょっと出ましたけども、都市計画のまあ、津久井町や相模湖等もですね、城山と同じように、今度は、まあ、相模原と同じようにですね、編入されて都市計画区域ということで、線引きや何かですね、きちっとされた場合については、やっぱりこれからの規制がですね、非常に厳しくなっていくと、いうことになるだろうというふうに思いますけども、そこらのところは、現状ではどのように考えているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

またあの、神奈川県自体も線引き、いわゆる見直しをここで進めるというのが、方針が出されておりますので、それに合わせるっていうことですが、ましてや中核市になるわけですし、全てね、その次は政令都市を目指してということですから、今の、白地だとか青地ということじゃなくても、市街化区域ということでやられた場合については、まあ、津久井ではずっとまあ、もう家は建たないというふうな地域がいっぱいできるだろうと思いますので、そこらの考え方はどうなのか、伺っておきたいと。

委員長  
合併対策室長

はい、室長。

資料5ページ、ナンバー17、下段に土地利用の取り扱いが説明されております。

「合併後の新市における一体性の確保に資するため」ということで、「都市計画区域の統合及び線引きの実施など、土地利用の取扱いについて協議する。」ということ、まだこれからこういった中で、事務的にいろいろ調整しながら、協議事項として取扱いがされることになっています。

委員長  
中島

中島委員。

いやだから、協議はされるでしょうけども、されるでしょうけど、協議の方向については、完全にそういう方向でまあ、津久井

もですね、線引きがされて調整区域が引かれてですね、そうなった場合については、まあ、大変、住み難いっていうか、今まで以上にですね、開発の規制も厳しくなるわけですから、そういうことを住民に知らされていないわけですね、何も、現状では。

町としてだから、そういう点ではですね、協議に入る前に、どういう考え方を持っているかと、伺っておきたいと・・・。

委員長  
助 役

助役。

あの、まあ今、この5ページの17番の方針で協議をしてまいりますけれど、基本的に今、この合併の機会にですね、線引きをすることで、こういう方向では、町としてもですね、おそらくそういう方向での協議は、そういう方向には行かないだろうと、こういうふうに思っています。

ただ、一定の方向として土地利用をどうしていくのかと、いうことは、あの、協議をね、きちっとしなきゃならんというふうに思っていますけど、ここで合併してすぐ線引きをすることで、こういう方向ではないだろうと、こんなふうに思っています。

委員長  
中 島

中島委員。

まああの、これはもう、明らかなことですから、合併後、少なくとも5年後なら5年後ね、5年後には線引きがされて、こういうふうになると、いうことをですね、これは住民に明らかにすべきだと私は思います。

ですから、広報等も通じてですね、合併した後にはですね、こうなりますと、土地利用の問題についてはね、そういうことはもう、明らかなんですよ。5年後、5年後なら5年後にね、そうなる。そういうことも何にも言わないでですね、・・・あの、合併だけをボンボコ、ボンボコ進めるということじゃ、合併した後にですね、5年後になったらまあ、ひどい状況になったと、いったんではもう、あまりにもひどすぎますのでですね、そういう点をこの特別委員会でもね、きちっとあの、広報等を、例えば議会の広報でもいいですから、こういう問題の、重大な問題についてはね、きちっと町民にお知らせをすることで、そういう点を確認しておきたいと、確認していただきたいと、そういうふうに思います。

委員長

これは、これは随時あの、その都度、町民には・・・、あの、協議会でもそうですけど、広報、もしくはあの、いろんな手段を通じて、住民に明らかに、報告していくってことで、決まっていますよね。広報、もしくは折り込みとか。

中 島

・・・特別号ぐらい作ってね、やらなきゃ、それはできないでしょう。特別委員会は、議会として・・・。

委員長

議会としてですか。

特別委員会として。

中 島

ええ。

委員長 それはいかがですか、皆さん。

(「賛成」の声)

はい、荒井委員。

荒井 あの、1市3町、協議会の会報は当然出せるでしょうけども、まあ、財産区の問題等も含めて、津久井町ならではの課題もあるわけですね。今の線引きの問題もそうかも知れませんが、そういったあの、地域に特化されるものについては、いろんな手法を講じて、懇談会の開催、あるいは広報等の手段を講じてね、やっぱりやるべきだと思うんですね。

ですからあの、以前言いましたけども、やっぱりそれなりの予算確保をしておく必要があったんじゃないかと思うんですね。

ですからあの、そんなことは是非、後でこんなことじゃなかった、こんなはずじゃということのないように、それは十分対応する必要があると思います。

是非その点は、委員会としても十分考える必要があると思います。

委員長 今、荒井委員の意見、まあ特に皆さん異論なければ、また委員会としてもそんな方向で、これは特に、さらに委員会として情報公開して、こう、住民に知らしめると、そういったことで対処していく、対応していくと、そういうことで、理解でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

じゃあそう進めたいと思います。

他に。

小野沢委員。

小野沢 先程あの、荒井委員からあの、出ました、事務事業の一元化の基本方針ということですけども、あの、まあ調整方針の中でね、こういうのをパッとこう、町民が見ると全て、枠、はめられててこう、動いてるなという感が否めないんで、6番の地域特性の尊重という、あえてここに載っているわけですから、調整方針の中についても、まあ、荒井委員と同様、もう少し、幅広い考え方の中で、調整をするよというふうな意味合いで、調整していただく方がいいのかなど、いうことで、まあ、1人の意見じゃないということ、是非、この調整方針については、協議会の中で幅広い表現に変えていただきたいと、こういうふうをお願いしておきます。

委員長 特に今、先程の荒井委員、また小野沢委員からありましたけど、特に文言がこうしてもらいたいということなければ、また調整委員会等で、やりたいと思いますけど、何か、希望としてこういうふうに変えていただきたいということがあれば、承っておきたいと思います。

いや、歴史、文化、生活様式のところわかりましたけど。

## 市町村合併問題特別委員会会議録

- 1 日 時 平成16年7月30日(金) 午前9時01分開議
- 2 場 所 津久井町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 官下 奉 機  
副委員長 向山 武  
委員 近藤 佳人 大用 勝 義 荒井 三 和  
内田 淑子 秋本 仁 菊地 原 靖  
中島 福三 小野 沢 耕一 渡辺 晴 美  
梶野 勲 大用 順 司  
議長 小嶋 省 二
- 4 欠席者 委員 小室 秀 夫 栗原 大 小野 沢 亨
- 5 理事者 助役 参事兼合併対策室長 参事兼総務課長  
教育次長 企画政策室長 防災課長 町民課長  
上下水道課長 合併対策室合併対策班主幹  
合併対策室合併対策班主査
- 6 書記 事務局長 局長代理 局長補佐
- 7 会議事件 (1)付託案件の審査について  
(2)その他

表示じゃなく、そこに、あるいは津久井町、津久井自治区とかです。そこに名称を入れるということになることですので、そういった関係で、それぞれの意向、それから自治区の設定との関係がありますので、ここの扱いについてはこういう表現をさせていただいています。あの、取り扱いの方針をここで決めておくというふうなことです。

委員長

あの、説明ありましたように、ここでは方針を・・・ということで、確か29番に都市内分権とかありまして、特例区の問題等も関係ありますので、その決定によってまた変わってくるかと思えますので、ここのところはこれでいいんじゃないかと私は思いますが、他に意見ありましたら。

ないようでしたら、これでよろしいですか。

(「はい」の声)

ありがとうございました。

それでは次の、土地利用の取り扱いについて、移りたいと思います。

はい、室長。

参事兼合併対策部長

(資料により、土地利用の取り扱いについて説明)

委員長

はい、ありがとうございました。質問を受けたいと思います。

菊地原委員。

菊地原

あの、都市計画区域の関係なんですけれども、これはあの、まあ例えば、もし合併した後ですね、その後ろに、住民の意向を踏まえた中で検討するという、そういう範囲の検討になるのか、それとも、確かあれ人口密度とかそういうのに関係ありますよね、そういう関係で、自動的に指定になるのか、どっちなんですか。

あの、城山町までは確か、城山町までは都市計画区域で、市街化区域、調整区域になってますけれども、現行でも。それが、津久井まで、津久井も該当するようになるのかならないのか、住民意向でそれが選べるのか、これで、そんなように・・・が書いてありますけれども、そういう問題なるのかな。それとも、そういういろんな法律上の関係で、自動的になっていくのかならないのか、その辺・・・。

委員長

はい、助役。

助役

あの、今都市計画の関係で、津久井と相模湖は非線引きであるということで、いわゆる通称言ってる未線引き・・・ですね。

で、相模原市、それから城山町は、一体の都市計画、そして、また首都圏整備区域の中の線引都市であると、こういうことでございます。

で、今あのこれで、合併していくにあたって、今後のその、非線引きの津久井、相模湖をどうするのかと、こういうことが、今お話だと思えますけれども、それらにつきましては、この方針のとおり、ここでは現行のままですね、そのまま存続していくという、

非線引きでいくという方向です。

ただ、あの、将来的にどうかということですが、都市計画はご承知のとおり、基本的には10年単位のマスタープランを持ちながら、そして、5年ごとのまあ見直しと、いうところをこう、いくわけですが、今ちょうど神奈川県の方針としましても、20年の3月を第1、この6回の見直しの範囲というかたちで動いてますけど、ここは当然、そういう検討の対象にはちよつと縮小いなるうといふことですし、その向こうといいますが、今度は25年になるわけですね。で、まあそういう、10年向こうまでを見通した中では、おそらく、ご承知のとおり、世の中が大きく変わってくると思うんですね。人口ももう2007年からもう、日本全体が、人口が減少してくると、こういう方向に入りますし、それからまあ、先ほど菊地原委員の言ったフレーム、人口フレーム、まあ言えば都市計画のこの線引き等は、人口フレームを基本にしてこうやってくというのが基礎にあるわけですが、もうそのフレーム自体が、まあ大きく変わってくる、こういう方向もありますし、まああの、ここでその、将来を段取るわけにいきませんけれど、いずれにしても世の中、相当変わってくるんで、今の基本的なところでは、線引きは今、考えていないと、そういう中で、この方針を基本にして取り組んでいくと、いうところでご理解をいただく・・・。

それから、まあ、津久井の実情をみますと、相模湖もそうなんですが、ほとんどが農振でですね、だいたいもう、あの、住宅等が立地できない状態に、48年から農振の指定が、大半あるわけですね、従って、これから津久井地域もほとんど人口、相模湖もそうなんですが、増える状況でないんでね、ある程度の、いうなれば用地について、少しく、住宅立地が可能でないんですね、非常に地域そのものの、その存続が難しいと、こういうことになりますので、そうした点はこれからのあり方に、先ほど言いました地域の意向を、あの、ありますね、方針にね。そうしたところを十分考慮していただく中に考えていくと、いうことが、あの、今のこの方針にあります・・・そういうことでひとつご理解をいただきたいと・・・。

委員 長  
中 島

はい、中島委員。

まああの、関連してですけども、神奈川県でもここで見直しですね、全県的に進めると、いうのがまあ、先にまあ、新聞等でもまあ、発表されておりますけども、どちらにしても政令指定都市を目指しているわけで、政令指定都市になった場合についてですね、いわゆる都市計画の指定をまあ、ここに書いてある複数の都市計画区域を指定することも考えられるというふうにありますので、新たにですね、指定されるということはもう、目に見えてるわけでありまして。



まあ、そういう点である、津久井町もですね、いわゆる新たなまあ、あの、市街化調整区域っていうかね、そういう土地も指定されるといようなことになるだろうし、まあ、その他にも税金がですね、いわゆる都市計画税の関係が必ずですね、それに付随してくると、いうことになるだろうと思いますし、あとは級地が変わってきますので、相模原、城山に沿ってですね、他の津久井や相模湖の級地はどのようになるのか。全く相模原と同じにね、考え、城山町と相模湖、考えていいのか、その点もちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

委員 長  
助 役

はい、助役。

あの、前段のあの、中島委員さんのお話しは、先ほどの菊地原委員と関連して、この、ともかく28のですね、土地利用の基本的、取り扱いの基本的考え方、この後段のですね、こうした1国2制度の関係がですね、大変重要な考え方だろうと、こういうふうに思いますので、こうした点が、あの、ひとつの基本的な考え方になるということで、ひとつこの点をご理解をいただきたい。

それから今の、級地の関係ですけれど、次の段階です、今回でなく、次の段階で保健関係で、生活保護の関係等、含めてね、そういうものを皆該当してるんで、おそらく相模原市は今、1級になってるのかな、1級だと思ってるんで、そこへおそらく統合されるんじゃないかと思えますけど、もう1回それはあの、次の段階です、お話しできると思います。

委員 長  
中 島  
助 役

よろしいですか。

よろしくないよ。質問に答えてない。

今まだ協議中・・・ですから、次の段階では・・・。

(「質問した内容に答えてないでしょ。」の声)

委員 長  
中 島  
委員 長

調整中で答えられないということですね。今、助役の回答は。

級地だけじゃないよ、他に質問した。

政令市も同じだと思ってるんですけど。

はい、中島委員。

中 島

確認しておきます。とにかくね、政令市を目指していくという、合併の、いわば大前提があるわけですから、そこで質問しているわけで、それで、原則として1つの、いわゆる都市計画区域を指定するということとまあ、複数の都市計画区域を指定するということですから、まあ、津久井町も現状のような状況じゃあなくてですね、今の線引きではなくて、新たに都市計画区域等が指定をされますし、そういう中で土地の評価ももちろん変わってくるわけですね、あの、都市計画税等についてはですね、これに関連してどうなるのか、そのことについて質問しているわけですから。

わかりましたか。

委員 長

質問、わかりました。

はい、助役。

助 役 あ、の、政令市を目指す前提だというお話しですけど、今はあの、中核市相模原市に編入すると、こういうことで、都市計画の取り扱いについても、今回の第4回の方針で、この提案でまあ、かけられると、こういうことですから。

そこで、今、お話しのちょっと飛躍した中で、線引きをした場合は、都市計画税というのは出てきます。これは出てきます。しかし、線引きは、まだ考えておりませんので、そういうことでご理解をいただければと……。

委員 長  
中 島

はい、中島委員。

線引きはまだ考えてないって、ここにちゃんとだから、原則として1つの、いわゆる都市計画区域をまあ、指定してっていうか、もう相模原市一体としてですね、中核市なら、今の中核市でいいわけですよ、中核市となるわけ、津久井も中核市の一角になるわけですから、そうした場合にも、いわゆる都市計画区域としてですね、指定されて、まあ、市街化区域、市街化調整区域というかたちになるかどうかね、そこらのところは今までのような膏地とか白地とかということではなくてですね、形態も変わってくるということになった場合に、明らかに今、家も建たない所も、きちっとあの、明確になってくるわけですね。

それと同時に、中核市としてのですね、現状での中核市なら中核市でもいいんですけども、評価も変わってきますので、固定資産税等についてもですね、当然変わってくるだろうと、いうふうに思うわけですけども、そういう点について、改めて伺っておきたいと。

委員 長  
参事兼合併対策室長

はい、室長。

あの、現行で今、比較をさせていただいている中ではあの、現状の土地利用の、都市計画区域の状況のまま、新市に引き継ぐという考え方でありますので、その中で、税務課でまあ、1市3町間で比較してございますが、評価の上の、評価の考え方とか、ポイントのとらえ方等において、差がないということでもありますので、ほとんどの分野において、現行の税率等の関係は、同様に扱われますし、今年度から、均等割が3,000円になりましたので、その分野についても、市が3,000円、町村が2,000円というものが、4月から3,000円で、これも統一されました。

今、若干あの、税においてはどのくらいの金額かというの、非常に僅かな数字にしか税の上ではならないと思いますけども、あの、細かい話しすれば、畑が若干上がるかなということですけども、個人の税の負担、税金の上で計算すると、ほとんどそれも差は大きく出ないだろうと、ということで、大きくまとめて現在の税の、津久井町の税務課の課税の関係等については、新市においてもほとんど変わらないだろうと、いうことだそうです。

あの、ただ3年に1度見直しがありますので、これは同じような方法で現在もやっていますので、その上は、見直し時点において、土地の上下関係等に応じて上がるか、下がるかっていうことはあるかと思いますが、それは、町のままでいても同じことだという、そういう考え方・・・です。

委員長  
中 島

中島議員。  
県がああ、発表した5年ごとの見直しがああ、ここで行われると、いうことですが、それについては、現況ではこの、いわゆる合併云々とは別にして、線引き等の見直しについてはどうなんでしょうか。

委員長  
参事兼合併対策室長

室長。  
神奈川県においては、18年の3月、調査から入りまして、平成20年の3月までの線引き第6回分が予定されておりますけれども、ここの関係の中では、現行のまま、新市になってもですね、いくというふうな考え方です。

委員長

ありますか。

小野 沢

はい、小野沢委員。  
あの、一般町民の中で税金が上がる、税金が上がるっていう話がありますから、確認をしておきたいんですが、基本的には、城山町までが都市計画法に基づく線引きをしてると。で、相模湖、津久井については、あくまでも特定地域土地利用計画でいくと、こういうことでしょうかから、線引きはしないと、線引きすれば市街化区域には、都市計画法税がかかるわけですが、それを指定すると非常にその、土地利用に制約がされる問題が出てきますし、土地の評価にも多大な影響を与えるということなんで、それはやらないと、こういうことだと思っております。

もう1つ、津久井の中に、まあ、津久井町は全体が農業振興地域だと思っております。その中にまあ、用途は指定してありますが、その中の、農業振興地域内の農地の取り扱い。城山については、まだそこまで来てないと思っておりますが、相模原にはA農地、B農地という評価がございますが、城山町の中にはその指定がまだ、B農地だと思っておりますが、そういうA農地の取り扱いの問題だとか、津久井はそういうかたちがされてないと思っておりますが、B農地扱いとか、そういう関連については、ここでは出てこないというふうな考えてよろしいかどうか。その点確認しておきます。

委員長  
参事兼合併対策室長

室長。  
あの、城山町についてはああ、一体性の関係がありますので、生産緑地等の関係の適用を市街化区域内については近々、調整が必要になるかと思っておりますが、津久井町、相模湖町等については、現状のままという考え方・・・です。

委員長  
大用(勝)

はい、大用委員。  
えっとああ、日本の全国のその、市の中ですね、ああ、ここ

は市街化区域、ここは市街化調整区域、ここは青地、ここは白地と、こういうことでやってる市は、日本の市には今、あるんですか。あの、ここは調整区域、ここは市街化調整区域、こっちは青地、白地という、そういうふうにしてる市は、あるんですか。

委員長  
助 役

助役。  
これはあの、都市計画法7条にね、あの、区域区分を定めるっていうのがあって、その中の定める都市はどういう都市かというのがありましてですね、基本的には首都圏整備法、近畿整備地域とかですね、それぞれ日本を4つぐらい分かれてますね、そのエリアの中のところは、基本的に線引きをすると、いうことになってます。その他については、することができると、いう規定でありますけれど、その中でやっていますから、相当、数っていうか、それだとちょっと、教え・・・。

委員長

それでは、本件については、これで打ち切りたいと思います。  
次に、7番の上下水道事業の取り扱いについて、説明をお願いします。

幹事兼合併対策委員長  
委員長

(資料により、上下水道事業の取り扱いについて説明)

説明が終わりましたので、質問受けたいと思います。

(「進行」の声)

質問ありませんか。

(「なし」の声)

ないようでしたら、この件については、これで終わりたいと思います。

次に、各種事務事業の取り扱いについて、Aランク、その1に移りたいと思います。

はい、室長。

幹事兼合併対策委員長  
委員長

(資料により、各種事務事業の取り扱いについて説明)

説明終わりましたので、質問受けたいと思います。

梶野委員。

梶 野

まず、37ページの管理部会の3の、中学校の給食のあり方ですけれども、これは特に、あり方を検討するということになってますが、あの、現行を残すようにですね、ひとつ十分主張していただきたいというふうに思います。

それから、40ページの市民部会のふれあい広場、こういうものは、津久井町にはございません。まあそういうことで、是非あの、合併後ですね、新設ができるように、進めるということですが、強く主張をお願いしたいと思います。

それから6番の斎場の管理運営ですけれども、津久井町にとっては、なかなか相模原のこういうところを、施設を利用するということは、現行、なかなか困難で、八王子とか多摩とか、町田の斎場を利用、ほとんどしてきたと、・・・・。まあそういうことで、今後ですね、そういうようなことで、その利用が困難な場

平成16年7月30日  
市町村合併問題特別委員会資料

#### 第4回相模原・津久井地域合併協議会について

##### <開催日等>

日 時：平成16年8月4日（水）午後2時から  
場 所：神奈川県立相模湖交流センター 多目的ホール

##### <協議事項>

I	協議第4号	新市の名称について（継続協議）	1
II	協議第12号	行政連絡機構の取扱いについて	2
III	協議第13号	慣行の取扱いについて	9
IV	協議第14号	公共的団体等の取扱いについて	13
V	協議第15号	町名・字名の取扱いについて	22
VI	協議第16号	土地利用の取扱いについて	28
VII	協議第17号	上下水道事業の取扱いについて	30

##### <報告事項>

VII	報告第16号	各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1	36
IX	報告第19号	相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正について	57

## VI 土地利用の取扱いについて

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進	市町村マスタープランは、 <u>合併後3年以内に</u> 策定する。	10
2	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進	現行のまま新市に引き継ぎ、検討する。	11
3	区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更	現行のまま新市に引き継ぎ、検討する。	12

### <参考>

#### 土地利用の取扱いの考え方について

市町村が合併した場合の都市計画区域の指定については、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。

しかしながら、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。

都市計画の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
都市計画区域	市全域が都市計画区域に指定されている。 (相模原都市計画)	町全域が都市計画区域に指定されている。 (相模原都市計画)	町域の一部が都市計画区域に指定されている。 (津久井都市計画)	町全域が都市計画区域に指定されている。 (相模湖都市計画、藤野町の町域の一部を含む)	土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする。
区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分(市街化区域と市街化調整区域)を定めている。	区域区分を定めている。	区域区分を定めている。	区域区分を定めている。	
用途地域	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	
市町村マスタープラン	議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)を定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	

## 市町村合併問題特別委員会会議録

- 1 日 時 平成16年8月23日(月)午前9時01分開議
- 2 場 所 津久井町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 宮下 幸 機  
副委員長 向山 武  
委 員 近藤 佳人 大用 勝 義 荒井 三 和  
内田 淑子 秋本 仁 小室 秀 夫  
栗原 大 菊地原 靖 中島 福 三  
小野沢 耕一 渡辺 晴 美 梶 野 三 敷  
大用 順 司  
議 長 小嶋 省 二
- 4 欠席者 委 員 小野沢 亨
- 5 理事者 助 役 参事兼合併対策室長 参事兼総務課長  
教育次長 企画政策室長 税務課長 保険年金課長  
健康福祉課長 児童福祉課長 環境課長  
生涯学習課長 合併対策室合併対策班主幹  
合併対策室合併対策班主査
- 6 書 記 事務局長代理 局長補佐
- 7 会議事件 (1)付託案件の審査について  
(2)その他



委員 長

はい、助役。

助 役

補足しますけど、あの、幹事会の中でもその点、大変あの議論いたしました。そういう中で、もう今課長からお話のとおり、サービスの関係に見合った保険料というのが基本ですから、そういう中での部分と、それから、その今いう調整の3年間ぐらいでどうだろうという話もありましたけれど、やはり、他のその、今いう制度を変えていくということ自体も非常に問題があるし、サービス全体としては非常にですね、その他の関係のサービスが大きく向上もされると、こういうことも含めて、あの、これは統合時に一本化していこうと、いう方向になっておりますので、ご理解をいただき……。

委員 長

はい、菊地原委員。

菊 地 原

あの、9ページの固定資産税の関係なんですけども、合併により、特定市となる地域に所在する市街化区域農地、まあこれはあの、城山町、現行では城山町ということになるでしょうけれども、これあの、宅地並課税になるとおよそどのくらい、何倍ぐらいになるというか、そういう試算はわかりますか。

委員 長

はい、河内税務課長。

税務課長

津久井町はあの、都市計画税のまだ導入がないということなんですけども、まあ、城山の方でのその、宅地並課税ということになるとですね、おそらく3倍程度増えてしまうのかなという、そういう、まあ具体的な数字はちょっとわかりませんが、おそらく3倍ぐらいな数字になるという話はちょっと聞いております。

委員 長

はい、菊地原委員。

菊 地 原

あの、この3大都市圏の特定市ということになると思うんですけどもね。そうすると、今度それが一気にあの、城山から津久井から相模湖まで、この、いわゆる特定市というエリアが広がるわけですか。

そうすると、例えば、まあ津久井町や相模湖町での、こう、いわゆる市街化区域と調整区域の線引きっていうんですか、そういう関係はどういうふうに考えられているんでしょうか。こっちの方でも同じように実施されていくようになるのかどうか。

委員 長

はい、助役。

助 役

ちょっとあの、今お話がですね、あの、ちょっと分けていただきたいと思いますが、あの、前回あの、土地利用の関係で、都市計画については、あの、あれですね、ご報告いただいたように、線引き等はここではしないわけですから、で、将来その中でも、これから10年向うへいった時には、もう人口もフレーム方向ではなくね、いうなればあの、いうなれば線引き制度そのものが今、真直されてる方向へいくわけですから、それは、あの前回の土地利用の関係での方針が出てるわけです。ひとつ、これはご理解のいただきたいと。

で、今のお話の関係で、この、6番のですね、あれですね、宅地並課税の関係については、既に今、城山は、首都圏整備法の一環の中の対象地として、もう線引きをしてきてるんですね。その中の農地の扱いについては、これから5年間は今のままでいきますよと、しかし、それから向うについては、今度、生産緑地制度というのがあるんですね、で、従って、そこへ自ら、その生産緑地として登録をするかどうか、そういうことで登録すれば、これはあれですね、いふなれば従来の農地と同じ課税になっていくわけです。ところが、そこは、いや、開発していく要素として、そう、登録はしませんということになりますと宅地並課税が施行されていくと、こういうことですから、ひとつそこは、あの、こちらの今いう、非線引きの方にどうこうっていうことは、一切ここでは関わりはないわけです。そこはよろしいでしょうか。

あの、線引き都市の中の城山については、生産緑地制度が今度適用になってきますから、それは5年後の中では、登録する場合は、農地、今までと同じ農地の課税ですね、そうでないと今度宅地並課税が施行されていきますよと、ここはそういうことです。菊地原委員さん、よろしいでしょうか。

委員 長  
菊 地 原

はい、菊地原委員。

そうするとあの、都市計画税の課税についてはどういう考え方になってるんでしょうか、改めて説明してください。

津久井町でもあの、いわゆる用途地域とかというのにまた色分けされてるところもあるでしょ、そういうところにも課税の可能性っていうのはあるのかないのか。

委員 長  
助 役

助役。

あの、都市計画税については、今現行では、線引きをしない都市では課税はしません。そういう前提ですから。

委員 長

他に質問のある方。

堀 野

はい、堀野委員。

32ページの介護保険料のことについて、もう少しお聞きしたいんですけども、先ほど助役の方から、サービスが向上するので保険料が合併時からこう、引き上げると、いうことですが、この、サービスの向上する基となる施設だったりですね、そういう内容が具体的にどういうことなんだろうと。

それから、まあ、特養老人ホーム等に入る場合の入所待ちとかですね、まあ、津久井はそういう施設の利用がないために、保険料がまあ低かったという部分もあると思いますが、そういうこととか、それから、まあ夜間の介護サービスを望んでるケースもあるやに聞いておりますけれども、まあ、当町の場合はやってないと、そういうようなサービスはどうなるのか。そこいらの点、保険料が上がることにより、サービスの向上というのはどういうものなのか、ちょっと、もう少し具体にお聞かせいただきたいと思